令和８年１月20日

指定児童発達支援事業所　管理者　様
指定放課後等デイサービス事業所　管理者　様
指定保育所等訪問支援事業所　管理者　様

大阪市福祉局障がい者施策部
運　営　指　導　課　長
障　が　い　支　援　課　長

令和７年度児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援事業における
自己評価結果等の公表及び大阪市への届出について（通知）

平素は、本市障がい児福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の運営においては、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定通所基準」という。）に基づき、自己評価及び保護者評価を行い、その結果と改善内容を公表することが義務付けられています。また、保育所等訪問支援事業については指定通所基準に基づき、自己評価及び保護者評価に加えて訪問先評価を実施し、その結果と改善内容を公表することが義務付けられています。これらの自己評価結果等の公表方法及び公表内容について都道府県（地方自治法第252条の19第１項の指定都市を含む）に届出がされない場合は、自己評価結果等未公表減算が適用されることとなります。

つきましては、自己評価等の実施方法及びその結果等の公表の届出についてお知らせいたしますので、次により届出をお願いします。

記

１　対象事業所

<u>令和７年４月１日時点において指定を受けている次の事業所</u>

・児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所

※指定を受けてから１年を経過していない事業所については、指定日から１年以内に自己評価等の実施及びその結果等の公表を行い、大阪市に届出を行ってください。

２　自己評価等の実施時期

令和７年度中に、自己評価等を実施しその評価結果等を公表してください。

３　自己評価等の実施方法及びその結果等の公表方法について

・自己評価等の流れについては、添付資料１「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ」を参照してください。

・保護者（保育所等訪問支援事業においては訪問先事業所を含む）及び従事者から評価表を回

収する際は、個人を特定できるような回収方法は避ける工夫を行っていただきますようお願いいたします。

（例えば、回収用ボックス等に直接入れてもらい、締切日まで開封しない、等）

・公表方法はインターネットの利用（法人ホームページへの掲載等）による公表のほか、会報に掲載し保護者に配付等の方法も可とします。

4　届出期限

令和８年３月６日（金）

5　届出書類

①自己評価結果等の公表にかかる届出書（添付資料３）

※事業所ごとに提出ください。

②公表している「自己評価総括表」、「保護者評価結果」及び「訪問先施設評価結果（保育所等訪問支援事業のみ）」、「自己評価結果」

児童発達支援　　：添付資料４　【別紙３～別紙５】

放課後等デイサービス：添付資料５　【別紙３～別紙５】

保育所等訪問支援　　：添付資料６　【別紙４～別紙７】

※実施しているサービスごとの評価結果を添付してください。

※各種様式については、大阪市行政オンラインシステム申請画面及び下記ＵＲＬからダウンロードできます。

トップページ⇒産業・ビジネス⇒障がい福祉サービス等⇒お知らせ⇒事業者の皆様へ

https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000615151.html

6　届出方法

大阪市行政オンラインシステム（インターネット申請）により受付します。

【行政オンラインシステム】

https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/7f399bc1-5d5a-4d49-a53c-a56fa0cb6335/start

なお、郵便、ファックス、メール、窓口等、「大阪市行政オンラインシステム」以外の方法では受付できませんのでご了承ください。

7　自己評価結果等未公表減算について

本事務連絡に記載の期限までに届出がない場合、令和８年４月から当該状態が解消されるに至った月まで、障がい児全員について減算を適用します。算定される単位数は所定単位数の100分の85です。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の100分の85ではありません。

※届出がない場合に限らず、届出後においても、届出内容について不備がある又は算定要件を満たしていない等が判明した場合は、減算が適用される場合があることを、念のため申

し添えます。

【自己評価結果等未公表減算について】

◎「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」より抜粋

第26条第７項「指定児童発達支援事業者は、おおむね１年に１回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。」

第71条「第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条、第51条第1項及び第52条から第54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。」

第79条「第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第４項を除く。）、第26条の３、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の２、第40条の２、第40条の３第１項、第41条、第43条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで及び第71条の11から第71条の13までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。」

◎「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」より抜粋

別表

第１　児童発達支援

１　注３「児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

～（中略）～

(3)指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条第７項（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合　100分の85」

第３　放課後等デイサービス

１　注４　略（児童発達支援と同様）

第５　保育所等訪問支援

１　注２「保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

【令和７年４月１日施行】

（４）指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第26条第７項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ていない場合　100分の85」

◎「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基

準等の制定に伴う実施上の留意事項について」より抜粋

第二　１　(8)質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について

「①　対象となる支援

児童発達支援（旧指定医療型児童発達支援事業所及び旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援を除く。以下この(8)において同じ。）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援（令和７年４月１日から適用）、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

②　算定される単位数

所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の100分の85となるものではないことに留意すること。

③　質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）未公表減算については、指定通所基準等の規定に基づき、おおむね１年に１回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価（保育所等訪問支援にあっては、当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価を含む。）が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは従業者による評価を受けた上で、事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者（保育所等訪問支援にあっては訪問先施設を含む。）による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。

④　公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。

⑤　当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。

⑥　都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。」

８　添付資料

資料１　各ガイドライン別添
「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ」

資料２　保育所等訪問支援における評価制度（自己評価・保護者評価・訪問先施設評価）の導入について

資料３　自己評価結果等の公表にかかる届出書

資料４　**児童発達支援**評価表等（Excelシート）【別紙１～別紙５】

資料５　**放課後等デイサービス**評価表等（Excelシート）【別紙１～別紙５】

資料６　**保育所等訪問支援**評価表等（Excelシート）【別紙１～別紙７】

《参考》資料４～資料６　別紙内容

	別紙１	別紙２	別紙３	別紙４	別紙５	別紙６	別紙７
資料４ 資料５	評価表（従業者向け）	評価表（保護者向け）	自己評価総括表【公表】	保護者評価結果【公表】	自己評価結果【公表】		
資料６	評価表（従業者向け）	評価表（保護者向け）	評価表（訪問先施設向け）	自己評価総括表【公表】	保護者評価結果【公表】	訪問先施設価結果【公表】	自己評価結果【公表】

【お問い合わせ先】
大阪市福祉局障がい者施策部
○事業所の指定・届出に関すること
運営指導課　指定担当
電話：06-6241-6527　FAX：06-6241-6608
○サービス内容等に関すること
障がい支援課　障がい児給付担当
電話：06-6208-8076　FAX：06-6202-6962